

平成18年12月11日

1 少年事件の処分等の在り方の見直しに関する事項

- (1) 刑事処分可能年齢の引下げについて
- (2) いわゆる原則逆送制度について
- (3) 家庭裁判所における保護者に対する措置（少年法25条の2）について

2 少年審判における事実認定の一層の適正化に関する事項

- (1) 裁定合議制度について
- (2) いわゆる検察官関与制度，抗告受理申立制度について
- (3) いわゆる観護措置の特別更新について

3 少年事件で被害を受けた方々に対する配慮に関する事項

- (1) 被害者等による記録の閲覧・謄写について
- (2) 被害者等の申出による意見聴取について
- (3) 被害者等に対する結果等通知について
- (4) 被害者配慮制度の周知について
- (5) 被害者等による審判の傍聴について